

# 入札公告

一般競争入札を行うので、次のとおり公示する。

30 発鳥農共組第288号

平成30年 9月 3日

鳥取県農業共済組合

組合長理事 坂本 昭文



## 1. 入札に付する事項

次に掲げる物件（物件の名称：旧本所土地建物、旧東部支所土地建物）の一括売払

### (1) 対象物件の所在地、数量等

|             |       |                                    |
|-------------|-------|------------------------------------|
| 旧本所<br>土地   | 所在地   | 鳥取市吉方温泉3丁目811番、811番3               |
|             | 地目    | 宅地                                 |
|             | 地籍    | 1,174.39 m <sup>2</sup>            |
| 旧本所<br>建物   | 所在地   | 鳥取市吉方温泉3丁目811番                     |
|             | 建築年月日 | 昭和55年3月新築、平成6年12月増築                |
|             | 構造等   | 鉄筋コンクリート・鉄骨造、陸屋根・鋼板葺、4階建、事務所       |
|             | 延面積   | 1,399.50 m <sup>2</sup>            |
| 旧東部支所<br>土地 | 所在地   | 鳥取市吉方168番5、168番9、186番6、186番7、186番8 |
|             | 地目    | 宅地・雑種地                             |
|             | 地籍    | 774.51 m <sup>2</sup>              |
| 旧東部支所<br>建物 | 所在地   | 鳥取市吉方168番5                         |
|             | 建築年月日 | 昭和58年12月新築、平成14年2月増築               |
|             | 構造等   | 鉄骨造、陸屋根、3階建、事務所・車庫                 |
|             | 延面積   | 1,039.95 m <sup>2</sup>            |

### (2) 最低入札価格

|         |               |                 |
|---------|---------------|-----------------|
| 最低入札価格  | 109,700,000 円 |                 |
| 上記の内訳   |               |                 |
| 旧本所土地   | 49,500,000 円  |                 |
| 旧本所建物   | 16,200,000 円  | 消費税及び地方消費税の額を含む |
| 旧東部支所土地 | 29,600,000 円  |                 |
| 旧東部支所建物 | 14,400,000 円  | 消費税及び地方消費税の額を含む |

### (3) 入札日等

平成30年10月2日（火）

事前書類提出期限 平成30年9月25日（火）

(4) 入札、開札の場所

鳥取県農業共済組合本所 2階会議室

2. 入札参加要領等の交付

平成30年9月3日(月)から入札の行われる日の前日までの間に、鳥取県農業共済組合ホームページの「新着情報」から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、鳥取県農業共済組合本所総務部総務課において平成30年9月3日(月)から9月25日(火)まで(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に直接交付する。

3. 契約する者

鳥取県農業共済組合 組合長理事 坂本 昭文

4. 契約担当部署

鳥取県農業共済組合本所総務部総務課(以下「総務課」という。)

5. 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒689-2202 鳥取県東伯郡北栄町東園271番地

鳥取県農業共済組合本所総務部総務課

電話0858-37-5631

FAX0858-37-4121

(2) 郵便等による入札の可否

不可

(3) 現地説明会

平成30年9月14日(金)午前10時から午後3時までの間に実施する。参加希望者は平成30年9月12日(水)までに総務課に電話等で申し出をすること。なお、参加希望の申し出がない場合は現地説明会は実施しないこととする。

(4) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ウ その他組合長が不相当と認める者

(5) 入札に係る事前手続き

本件入札に参加する者は、次の書類を、(1)の問合せ先に平成30年9月25日(水)までに提出(当日消印有効)し、入札参加資格の確認を得ること。

- ア 入札参加申込書(入札参加要領様式第1号による。)
- イ 誓約書(入札参加要領様式第2号による。)
- ウ 入札参加資格を証する書面(入札参加者が個人の場合は本人の本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法人の場合は法人登記簿)
- エ 代理人により入札する場合は、委任状(入札参加要領様式第3号による。)
- オ 共有の場合は、代表者選任届(入札参加要領様式第5号による。)
- カ 印鑑証明書(代理人により入札する場合は、委任者の印鑑証明書及び受任者の印鑑証明書)

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札

平成30年10月2日(火) 集合時間：午後1時30分

開札時間：午後1時45分

イ 場所

鳥取県東伯郡北栄町東園271番地 鳥取県農業共済組合 会議室

(7) 入札及び開札

- ア 入札は、紙入札により行うこと。
- イ 入札書は、入札参加要領の3に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- ウ 入札者は、この公告及び本件入札参加要領を熟知のうえ、入札すること。
- エ 入札後、この公告及び本件入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- オ 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- カ 入札者は、その理由のいかんにかかわらずいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- キ 開札は、(6)の開札に日時及び場所で直ちに行う。

(8) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札しようとする金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、銀行が振り出し、又は支払保証した小切手をもって入札保証金に代えることができる。

なお、落札できなかった場合には、速やかに返還するものとする。

(9) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10の金額を納付しなければならない

ない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

ウ 入札に関して不正の行為があった者の入札

エ 5の(8)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札

オ 金額を訂正した入札書による入札

カ 入札書の記載事項が不明なもの又は記名若しくは押印のない入札書による入札

キ 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札

ク 委任状のない代理人の入札

ケ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

コ 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札

サ この公告に違反した入札

### (3) 契約書の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

### (5) 用途制限

この公告の物件は、いずれも次のアからウまでに掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付すものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続きにおける交渉の有無

無

(7) その他

詳細は入札参加要領等による。